

大分大学クライシスマネジメント機構運営会議細則

令和4年3月22日制定
令和4年細則第11号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学クライシスマネジメント機構規程（令和4年規程第37号）第8条第2項の規定により、大分大学クライシスマネジメント機構（以下「機構」という。）の管理及び運営に関する事項を審議するために設置する大分大学クライシスマネジメント機構運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) クライシスマネジメントに係る基本方針に関すること。
- (2) クライシスマネジメントに関する中期計画の進捗状況の把握及びその実施に関すること。
- (3) クライシスマネジメントに係る業務に関すること。
- (4) クライシスマネジメントに係る情報共有に関すること。
- (5) 機構の予算に関すること。
- (6) 機構職員の編成に関すること。
- (7) その他機構の管理及び運営に関し必要な事項

(構成)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 機構長
 - (2) 副機構長
 - (3) 大分大学グローバル感染症研究センター長
 - (4) 大分大学減災・復興デザイン教育研究センター長
 - (5) 研究推進部長
 - (6) その他機構長が必要と認める者
- 2 前項第6号の委員は、機構長が指名する。
- 3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 議長は、運営会議を招集し、その議長となる。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

(議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより運営会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは、当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について次の運営会議において報告しなければならない。

(代理出席)

第7条 議長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 運営会議が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 運営会議に関する事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。